

第2回独立行政法人造幣局契約監視委員会議事概要

開催日及び場所 平成22年2月15日(月)造幣局会議室

委員 尾崎雅俊(辰野・尾崎・藤井法律事務所・弁護士)
久保宏之(関西大学大学院法務研究科 教授)
松川正毅(大阪大学大学院高等司法研究科 科長)
宮本恒明(独立行政法人造幣局 監事)
森山 潔(独立行政法人造幣局 監事)

審議対象 平成21年度上半期における物品調達等に係る一般競争契約で「落札率90%以上、かつ、入札における応札者が2者以上であったもの」39件
第1回契約監視委員会(平成22年1月6日)以降平成21年度末までの調達案件(前回随意契約又は1者応札・応募であったもの及び新規案件に限る)26件

委員からの意見・質問、それに対する回答等
下記のとおり

委員会による意見の具申又は勧告の内容
なし

意見、質問	回答
<p>『平成21年度上半期における物品調達等に係る一般競争契約で「落札率90%以上、かつ、入札における応札者が2者以上であったもの」について』</p> <p>専門性の高い医薬品の購入については、医師の処方によるとされているが、ジェネリック医薬品等の活用も考慮すべきではないか。</p> <p>金属表面処理剤について、当該製品しか存在しない(決め手)という判断は何か。</p> <p>特定のメーカーの品物を挙げて、「または</p>	<p>医療行為の内容から医師の処方が優先される場合もあるが、調達医薬品のうち、1割強が既にジェネリック医薬品となっている。</p> <p>製品を特定する上での決め手は、実際に貨幣を使って行ったテスト結果によるものである。もちろん、今後、新しい製品が出てくれば、今使っているものよりも優れたものが出てくる可能性もあるので、状況を見極めながらテストを行うことになる。</p> <p>調達する物品にもよるが、「または同等品」</p>

<p>同等品」とした場合の同等品というのはどこまでのことをいうのか。同等なのかどうかということについての判断が、応募のハードルになったりする恐れはないのか。</p> <p>業者から、他メーカーの品物を挙げて、これは同等品ですかと質問してきたら、答えるのか。</p> <p>予定価格算定に当たって1者からのみ見積もりを取ったものがあるが、なぜ1者からだけ取ったのか。</p> <p>予定価格は、業者から取った見積りより低くなると考えてよいのか。</p> <p>応札に際し、同じ会社の代理店など形だけの入札となっているようなことはないのか。</p> <p>契約相手先について、大阪近辺の企業が比較的多いような印象を持ったが、何か要因みたいなものがあるのか。それともたまたまなのか。</p> <p>造幣局内に「競争促進・一者応札解消プロジェクトチーム」をつくったとのことだ</p>	<p>と書かないと、応札者はどのレベル、グレードを要求しているか判りにくい場合もあると考えている。</p> <p>なお、応札者は基本的に同業他社や類似品の情報には詳しいものと考えている。</p> <p>回答している。</p> <p>1者からのみ見積もりを取ったのは、地金（鋼材）と電気炉（溶解炉）の修理である。</p> <p>地金（鋼材）については、市中相場が存在するので、あえて業者見積もりをとるまでもないが、参考として1者だけから業者見積もりをとったもの。</p> <p>電気炉（溶解炉）の修理については、メーカーの見積もりが一番精緻と考え、そのメーカーの見積もりを一部参考にしながら造幣局内で予定価格を算定したものである。</p> <p>そのとおり。</p> <p>応札者はそれぞれ独立しており、そのようなことはない。</p> <p>特に要因はないと考えている。</p> <p>理事、部長及び次長のほか、東京・広島支局を含めた関係課長で構成している。</p>
---	--

<p>がメンバーは誰か。今回の事案に対し、どのような改善意見が出されたのか。</p> <p>予定価格に限りなく近くなる落札率になぜなってしまうのかというあたりを今後どう改善していくのか。</p> <p>落札率90%以上をコントロールするとすれば、例えば落札後に「まける」といった交渉はできるのか。</p> <p>一番低い応札者が第一交渉権を持つという契約形態にすればいいのでは。募集方法で対応可能ではないか。</p> <p>『第1回契約監視委員会(平成22年1月6日)以降平成21年度末までの調達案件について』</p> <p>公告期間の見直しに関連して、休日でも対応できるような体制(インターネットなど)はとれないものか。</p>	<p>改善意見としては、簡易貨幣検査機の改良に際し、同種の機械を造っているメーカーにも声を掛けるべきとの指摘、また溶解炉の修理に関し、仕様書を見直すことによって、一般競争への移行を図るべきとの指摘などがある。</p> <p>落札価格が予定価格の近似値となる要因として、当方の予定価格積算技術が高くなっていくこと、毎年毎年継続して購入、調達する案件が多いが、予定価格の立て方自体はそれほど大きく変化しないこと、また、1回で落札しない場合、再度入札を行うため、予定価格に近くなってしまふことなどがある。</p> <p>改善方法として、予定価格の高め設定などできようもなく、即効的改善案は直ちには難しい。</p> <p>交渉の余地はない。</p> <p>従来契約とは大幅に異なる契約方式であることから十分な検討が必要な問題と考える。</p> <p>公告の内容については、造幣局の経理課の窓口に紙で張り出すと同時に、ホームページでも見られるようになっており24時間閲覧等が可能である。</p>
---	--

審議対象案件の点検結果については、4月末公表を予定している。